

芦屋市立岩園小学校 P T A 規約

第 1 条（名称と事務所）

本会は、芦屋市立岩園小学校 PTA と称し、事務所を同校内におく。

第 2 条（目的）

本会は、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と地域（社会）における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第 3 条（活動）

本会は、第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1) 家庭・学校・地域（社会）における教育に対する理解と関心を高める活動。
- 2) 学校・地域（社会）の教育環境の改善と向上を図る活動。
- 3) 会員の教養を高め、相互理解と親睦を図る活動。
- 4) 民主教育の推進につとめる活動。
- 5) その他、本会の目的達成のための活動。

第 4 条（会員）

- 1) この会の会員資格を得るものは岩園小学校に在籍する児童の保護者及び同校に勤務する教職員とする。
- 2) 本会への入退会については以下の内容に規定する。
 1. 本会への入会は任意であるが、学校行事への参加と活動等のため全員加入を望む。
 2. 入会をする際は「PTA 活動についての確認書」を提出し、在校中は入会継続とする。
 3. 退会をする際は、「PTA 活動についての確認書」によってその意志を示した後、「PTA 退会届」を提出すること。
 4. 卒業・転出等によって会員資格を失う者は自動的に退会とし、「PTA 退会届」を提出する必要はない。
 5. 自由意思による退会の場合、原則として年度途中の退会はできないものとする。次年度の退会は 2 月末を期限とし、手続きを行い、PTA 会長による「PTA 退会届受理書」の発行をもって成立したものとする。

第 5 条（個人情報保護取扱）

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第 6 条（執行部役員）

本会は、次のように執行部役員をおく。

1) 執行部役員

- | | |
|--------|----------------|
| 1. 会 長 | 1 名 |
| 2. 副会長 | 若干名（うち教職員 1 名） |
| 3. 庶 務 | 若干名 |
| 4. 書 記 | 若干名 |
| 5. 会 計 | 若干名 |
| 6. 地 域 | 若干名 |

- 2) 顧問 若干名（学校長と前会長を含む）
- 3) 会計監査 若干名

第7条（執行部役員の職務）

- 1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- 3) 庶務は、文書の保管等、本会の庶務を担当する。
- 4) 書記は、書面総会・書面運営委員会等の通知文書の作成にあたる。
- 5) 会計は、本会の収支の経理を記録し、決算報告を総会に提出する。
- 6) 地域は、地域委員会の運営にあたる。

第8条（会計監査の職務）

会計監査は、必要に応じて会計を監査し、書面でその結果を報告する。

第9条（顧問の職務）

顧問は、会長の委嘱により PTA 活動に対して助言し、各会合に出席して意見を述べるができる。

第10条（総会）

総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。総会は定期総会と臨時総会がある。会員の資格をもたない教職員・保護者も総会に参加することはできるが、議決権をもたない。

1) 定期総会

年度初めに、次の項目について審議・議決する内容の配信をする。

- 1. 規約の改定
- 2. 会費の変更
- 3. 執行部役員および会計監査の承認
- 4. 前年度活動報告および今年度活動計画の承認
- 5. 前年度決算報告および今年度予算案の承認
- 6. その他必要と認める事項

2) 臨時総会

会長は会員の三分の一以上の開催要求があった時に、会長が招集する。

3) 総会は、書面で開催し、議決は過半数で成立する。

4) 書面総会開催は、必要な資料を添付した書面により会員に周知し、会員の同意を以て書面により議決することができる。なお、未回答は書面総会の内容に同意したものとみなす。

第11条（執行部 運営委員会）

書面開催とし、全 PTA 会員に運営状況を配信する。

1) 審議事項

- 1. 総会に提出する事項
- 2. 予算案の作成及び決算案の作成
- 3. 活動計画案の作成及び活動実施案の作成
- 4. 執行部役員変更の承認
- 5. 諸細則の変更等の審議・承認
- 6. その他、本会運営上必要な事項

2) 執行部運営委員会は、総会につぐ決議機関であり、執行部運営委員の三分の二以上の出席によって成立する。その議決は、出席者の過半数の同意により、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3) 予算を執行する。

4) オブザーバーの出席を認め、発言することを指示できる。

執行部運営委員会は、役員と顧問で構成し、各会合の運営及び本会運営上の重要事項を年数回会長が招集し協議する。

第 12 条（地域委員会）

各分会から選出された地域委員が集まり、会の運営方針に関する審議を行う。

原則として年数回、執行部が招集する。

第 13 条（会計）

本会は、会員の会費と助成金によってまかなう。

会費は、児童一人あたりとし、金額は総会で決定する。

会計年度は、4 月 1 日より 3 月 31 日までとする。

第 14 条（細則との運用関係）

細則は、本規約に従うこととする。なお、不明な点があれば、執行部運営委員会の判断に従うものとする。

〈細則〉

第 1 条（執行部役員の選出）

1) 会長は、次年度執行部役員選出に際して、選考委員を次のように委嘱する。

執行部役員の中から若干名（うち教職員 1 名）

2) 選考委員は、会員の中より執行部役員を選出する。

3) 選考委員は、執行部役員候補の推薦を会員から受けることができる。

4) 執行部役員に欠員が生じた場合、会長は選考委員を招集し、選考を委嘱することができる。

第 2 条（地域委員の選出）

1) 前年度の地域委員が選考委員となり、学年末に分会の会員の中から選出する。

2) 特別な事情のないかぎり、1 家庭につき 1 回は引き受ける。

第 3 条（顧問）

前会長事故ある時は、顧問の選出を執行部に一任することができる。

『事故ある時』の『事故』とは、物事の順調な進行を妨げる、思いがけない出来事を意味する。

第 4 条（芦屋市 PTA 協議会役員の選出）

1) 執行部役員もしくは選考委員が、会員の中より芦屋市 PTA 協議会役員を選出する。

2) 芦屋市 PTA 協議会役員経験者は、今後執行部役員を辞退することができる。

附 則

本細則は、2024 年 4 月 1 日より実施。

〈内 規〉

(会員の慶弔)

本会会員に次の慶事・弔事があった場合に慶弔費を支出する。

- | | |
|---------------------|-------------|
| 1) PTA 会員の死亡 | 5000 円 |
| 2) 教職員の死亡 | 5000 円 |
| 3) 教職員の両親・配偶者・子供の死亡 | 3000 円 |
| 4) 本校児童の死亡 | 5000 円 |
| 5) 教職員の転退職 | 3000 円程度の花束 |

附 則

本内規は、2018 年 4 月 24 日より実施。

この規定に定めるものの他、必要なことは会長が定める。

芦屋市立岩園小学校 PTA 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 芦屋市立岩園小学校 PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、本会役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、PTA 会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、PTA 役員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、下記の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理、その他の文書の配付及び送付
- (2) 会員名簿、役員名簿、委員会名簿等の作成
- (3) 地域委員活動（旗当番、登校班編成など）

(利用目的による制限)

第8条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を越えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は、管理者又は取扱者が適正に管理する。

不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等についてはウイルス対策ソフトを入れるなど、適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は下記に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(個人情報の共同利用)

第12条 本会は、芦屋市立岩園小学校と利用目的の範囲内で保有する個人情報を共同で利用することがある。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 個人情報を第三者（第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保管する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者（第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保管する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第15条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、PTA 役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 本会の「芦屋市立岩園小学校 PTA 個人情報取扱規則」は芦屋市 PTA 協議会の承認を得て、総会において改正する。

附 則

本規則は、2024 年 4 月 1 日より施行する。